薬第1616号

平成28年６月22日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、平成28年６月22日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる４物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

（１）　エチル＝２―[１―（５―フルオロペンチル）―１Ｈ―インダゾール―３―カルボキサミド] ―３―メチルブタノアート及びその塩類

（２）　１―（３，４―ジメトキシフェニル）―２―（メチルアミノ）プロパン―１―オン及びその塩類

（３）　１―ペンチル―Ｎ―（キノリン―８―イル）―１Ｈ―インダゾール―３―カルボキサミド及びその塩類

（４）　メチル＝２―[１―（４―フルオロベンジル）―１Ｈ―インドール―３―

カルボキサミド] ―３，３―ジメチルブタノアート及びその塩類

（５）　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．知事が公示して定める物

　　１．（２）及び（３）に掲げる物及びこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成24年大阪府規則第210号）第３条第５号の規定により同号の知事が公示して定める物（同号ロに掲げる用途に供する場合に限る。）に定めました。

３．施行期日

平成28年６月23日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701